

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(市町村課) 一

### 告 示

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定

(障害福祉課) 一

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更

(同) 一

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の診療科目の変更

(同) 二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(二件)

(同) 二

○建設業許可の取消し

(事業管理課) 二

○道路の供用開始

(道路課) 三

○過疎地域自立促進特別措置法に基づく基幹道路の工事の完了

(同) 三

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

(都市計画課) 三

○都市計画変更案の縦覧

(同) 四

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

(税務課) 四

○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定

(障害福祉課) 四

○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更

(同) 四

## 規 則

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の一部を改

ページ

正する規則をここに公布する。

平成二十二年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十八号

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則(平成二十二年宮城県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表二の項イ(4)中「申請」を「申請等」に改め、同項イ(6)中「第十一条」を「第十一条第一項ただし書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第九百十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十二年七月二十二日次の者を指定した。

平成二十二年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
木村 修	消化器科	石巻市立病院	石巻市南浜町一丁目七・二十
小林 道生	救急科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
伊藤 博明	神経内科	独立行政法人国立病院機構宮城病院	巨理郡山元町高瀬字合戦原百
堀越 理紀	呼吸器科	社団法人日本海員救済会宮城利府救済会病院	宮城郡利府町森郷字新太子堂五十
位田 剣	内科	社団法人地域医療振興協会公立黒川病院	黒川郡大和町吉岡字西松木六十

○宮城県告示第九百十六号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した次の

医師から、指定の辞退があった。

平成二十二年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
中目 幡雄	整形外科	中目整形外科医院	石巻市湊町一丁目一・十五
浅田 行紀	耳鼻咽喉科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
丹野 浩	内科	医療法人友仁会松島病院	宮城郡松島町高城字浜一・二十六

○宮城県告示第九百十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十二年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所在地	所属医療機関の名称	所在地
芳賀 盛	整形外科	医療法人社団みやぎ清耀会緑のやぎクリニック	岩沼市北長谷字畑向山南二十七	医療法人社団陽光会西陵内科	岩沼市土ヶ崎三丁目八・八

○宮城県告示第九百十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の診療科目に、次のとおり変更があった。

平成二十二年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
	新	旧		
廣木 貞一	外科、内科、消化器科、循環器科、呼吸器科	外科、内科	山本外科内科医院	岩沼市中央一丁目三・十二

○宮城県告示第九百十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇六〇〇二三五	ABAIN 白石市福岡深谷字三本松百番地	就労移行支援A型 就労継続支援A	株式会社エスシー	平成二十二年十月一日

○宮城県告示第九百二十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	施設障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一五三〇〇五四〇	めぐみ 仙台市若林区沖野七・三十八・二十八	児童デイサービス	特定非営利活動法人自閉症ピアリングセンター	平成二十二年十月一日
〇四一五五〇〇七六八	八乙女児童デイ杜つ子 仙台市泉区南光台五丁目十九番一号	児童デイサービス	宮城県高齢者生活協同組合	平成二十二年十月一日

○宮城県告示第九百二十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十二年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日  
平成二十二年九月十七日
- 二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	株式会社六戸工業所 克文	株式会社かねき組 研也	株式会社アトム 福山 力	株式会社鳴原基礎 鳴原 信行	長友建設株式会社 大友 正樹	有限会社佐々木電気工事 佐々木 昭	有限会社大平意匠工房 謙治	有限会社桜井工芸 櫻井 雄記	株式会社安成 成田 正則	株式会社EMU 鈴木 政弘
主たる営業所の所在地	巨理郡巨理町逢隈田沢字遠原二十五・四	宮城郡七ヶ浜町花洲浜字谷地二十八・一	黒川郡大和町小野字後藤十	仙台市太白区坪沼字境田百三十七・一	仙台市宮城野区白鳥二丁目九・三十	仙台市泉区市名坂字御釜田百四十二・三	仙台市青葉区米ヶ袋二丁目二・五十九	大崎市松山千石字古代ヶ崎二十六	仙台市青葉区二丁目二丁目二十一・千三百一	黒川郡大和町吉岡字白鳥九十九
建設可設番号	般・十七号 第五百九十九号	般・十七号 第六千七百八十号	般・十七号 第一万二千八百一十号	般・十八号 第七十二号	般・十七号 第一万二千七百十七号	般・二十一号 第二万二千七百二十一号	般・十八号 第一万四千五百五十九号	般・二十七号 第一万五千七十八号	般・二十号 第一万五千二百三十五号	般・二十号 第一万五千三百七十八号
申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	一部廃業 一般建設業 一般建設業 一般建設業	一部廃業 一般建設業 大工工事業	全部廃業 一般建設業 管工事業	一部廃業 一般建設業 石工事業 鋼構造物工事業 塗装工事業 水道施設工事業	全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 ぼ装工事業	全部廃業 一般建設業 電気工事業	全部廃業 一般建設業 内装仕上工事業	全部廃業 一般建設業 鋼構造物工事業	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 管工事業 ぼ装工事業 水道施設工事業	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 ぼ装工事業
受付年月日	平成二十二年 八月十八日	平成二十二年 八月二十四日	平成二十二年 八月三十日	平成二十二年 八月二十日	平成二十二年 八月十七日	平成二十二年 八月二十三日	平成二十二年 八月三十日	平成二十二年 八月十七日	平成二十二年 八月三十一日	平成二十二年 八月二十五日

株式会社カナテイアンスイートホーム 前田 博	仙台市青葉区宇沢字吉成山十八・百四十	般・二十号 第一万六千九百九十四号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十二年 八月二十七日
------------------------	--------------------	-------------------	------------------	---------------

三 許可取消しの原因  
 建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当  
 ○宮城県告示第九百一十二号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）、宮城県大河原土木事務所及び仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成二十二年九月二十四日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
県 道	角田山下線	角田市藤田字目角田九五番七地先から巨理郡山元町小平字北五八番地先まで	平成二十二年 九月二十五日 午後三時から

○宮城県告示第九百一十三号  
 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った基幹道路の工事を完了したので告示する。  
 平成二十二年九月二十四日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事完了年月日
本郷鷺沢線	加美郡加美町谷地森字新本郷前三番地先から同町谷地森字新山ノ神二番一 地先まで	橋梁架替	平成二十二年 九月二十四日

○宮城県告示第九百一十四号  
 仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。  
 平成二十二年九月二十四日

一 都市計画の種類及び名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 種類 仙塩広域都市計画第一種市街地再開発事業  
2 名称 一番町二丁目四番地区第一種市街地再開発事業

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第九百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・三・百八十五号 大手町下増田線

三・五・百九十号 植松田高線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

名取市大手町二丁目、大手町三丁目、小山二丁目及び小山二丁目の各一部

2 廃止しようとする土地の区域

名取市大手町二丁目、大手町三丁目、小山二丁目及び小山二丁目の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)及び名取市役所(建設部都市計画課)

四 縦覧期間

平成二十二年九月二十四日から平成二十二年十月八日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。  
平成二十二年九月二十四日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十二年度税制改正等に伴うシステム修正業務一式  
二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十二年八月三十日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号

五 契約金額 四千九百三十五万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当

○障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。  
平成二十二年九月二十四日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
スマイル薬局河北店	石巻市成田字小塚百三十二・四	平成二十二年七月一日
310(さとう)調剤薬局塩竈店	塩竈市泉沢町二十二・五	平成二十二年八月一日
スマイル薬局玉浦店	岩沼市押分字新田東百三十八・一	平成二十二年七月一日
南三陸スマイル薬局	本吉郡南三陸町志津川字十日町百四十一・三	平成二十二年七月一日

○障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により、指定自立支援医療機

開から次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公告する。

平成二十二年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	変更後	変更前	変更後	名 称	所 在 地
店	仙台調剤薬局せきのした	ジャスコ新名取店薬局			
名取市増田字関下二百十一・一 十街区七画区	名取市杜せきのした二丁目六・八	名取市増田字関下四百六十 十七街区一画区	名取市杜せきのした五丁目三・一		